内閣提出法律案

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第30号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、テロリズムに対する資金その他の利益の供与の防止のための措置を適切に実施するため、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定を整備するとともに、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定を整備しようとするものである。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案(第183回国会閣法第52号) (衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則を創設するなど所要の罰則を整備しようとするものである。

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(第183回国会閣法第60号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を追行することができることとしようとするものである。

自衛隊法の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第63号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送について、当該輸送に際して同乗させることができる者の範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えるとともに、外国の領域において当該輸送の職務に従事する自衛官が、その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができるようにするものである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第183回国会閣 法第72号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じようとするものである。

薬事法等の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第73号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、医薬品、医療機器、再生医療等製品等の安全かつ迅速な提供の確保等を図るため、 最新の知見に基づく内容が記載された添付文書の届出義務の創設等の安全対策の強化を行うととも に、医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大、再生医療等製品の条件及び期限付承認制度の 創設等の医療機器及び再生医療等製品の特性を踏まえた規制を構築する等の措置を講じようとする ものである。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律案(第183回国会閣法第74号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、再生医療等の迅速かつ安全な提供及び普及の促進を図り、もって医療の質及び保健衛生の向上に寄与するため、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保及び生命倫理への配慮に関する措置その他の再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置を明らかにするとともに、再生医療等製品以外の細胞加工物の製造の許可等の制度を定めようとするものである。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第75号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する重要事項に拡充し、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項について内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官により同会議の審議を行うことができることとするほか、内閣官房に国家安全保障局を設置すること等により、同会議の審議体制を強化しようとするものである。

本院議員提出法律案

民法の一部を改正する法律案(第183回国会参第6号)

(**参議院** 第183回国会25.6.12本会議修正議決 **衆議院** 継続審査)

【要旨】

本法律案は、事業者の貸金等債務を主たる債務とする保証契約による過大な保証債務の負担により、保証人の生活の破綻等を招く事例が多く生じていることに鑑み、保証人が金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人又は主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、その効力を生じないこととしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約の制限

保証人が金銭の貸付け又は手形の割引を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務(金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務をいう。)を主たる債務とする保証契約及び主たる債務の範囲に当該貸金等債務が含まれる根保証契約(以下「特定貸金等保証契約」という。)は、次に掲げる場合を除き、その効力を生じない。

- 1 保証人が法人である場合
- 2 保証人が主たる債務者である法人の代表者である場合
- 二、特定貸金等保証契約の求償権についての保証契約の制限

一の1又は2に掲げる場合における特定貸金等保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約は、当該保証契約の保証人が次に掲げる者である場合を除き、その効力を生じない。

- 1 一の1に掲げる場合における特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約である場合にあっては、法人又は当該保証契約の主たる債務者である法人の代表者
- 2 一の2に掲げる場合における特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約である場合にあっては、法人

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四、経過措置

この法律による改正後の規定は、この法律の施行前に締結された特定貸金等保証契約及び特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約については、適用しない。

【修正要旨】

附則を次のように改める。

- 一、この法律は、別に法律で定める日から施行する。
- 二、一の別に法律で定める日については、この法律の公布後2年を目途として、この法律による改正後の民法の規定による保証契約に係る措置が講ぜられたとしても事業を行うために必要な資金の確保等に支障が生ずることがないよう、金銭の貸付けを業として行う者に対する規制その他の必要な措置を講じ、当該措置の実施の状況等を勘案して定めるものとする。

承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第183回国会閣承認第4号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本承認案件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成25年4月5日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第183回国会閣承認第5号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧·復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用 調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円のうち、平成23年8月19日から24年2月10日までの間に使用を決定した金額は4,909億円で、その内訳は、①東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費2,179億円、②東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費1,248億円、③東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された牛肉・稲わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等に必要な経費863億円、④東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費403億円などである。

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成23年4月19日から24年3月27日までの間に使用を決定した金額は748億円で、その内訳は、①災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費503億円、②大雪に伴う道路事業に必要な経費113億円、③水俣病被害者の救済に必要な経費92億円などである。

平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆484億円のうち、平成24年3月27日に使用を決定した金額は16億円で、その内訳は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費16億円である。

平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各 庁所管経費増額調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成23年4月18日から24年3月27日までの間に決定した経費増額総額は4,938億円で、その内訳は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額3,484億円、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費の増額113億円などである。

平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使 用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額9,099億円のうち、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した金額は9,099億円で、その内訳は、①保育所緊急整備事業等に必要な経費1,118億円、②中小企業信用保険事業に必要な経費950億円、③重点分野雇用創造事業に必要な経費800億円などである。

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成24年6月12日から12月20日までの間に使用を決定した金額は1,131億円で、その内訳は、①衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費698億円、②領海における警備体制の緊急整備に必要な経費169億円、③水俣病被害者の救済に必要な経費140億円などである。

平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額 2 兆1,649億円のうち、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した金額は3,396億円で、その内訳は、①東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費800億円、②災害救助等に必要な経費781億円、③公立学校の安全対策に必要な経費581億円などである。

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省 各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成24年7月6日から11月30日までの間に決定した経費増額総額は1,059億円で、その内訳は、防災・減災対策に係る河川事業に必要な経費の増額317億円、防災・減災対策に係る道路事業に必要な経費の増額155億円などである。

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省 各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成25年2月26日に決定した経費増額総額は145億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金 特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額145億円であ る。

平成二十三年度一般会計歲入歲出決算、平成二十三年度特別会計歲入歲出決算、平成二十三年度国稅収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 25.8.2決算委員会付託 継続審査)

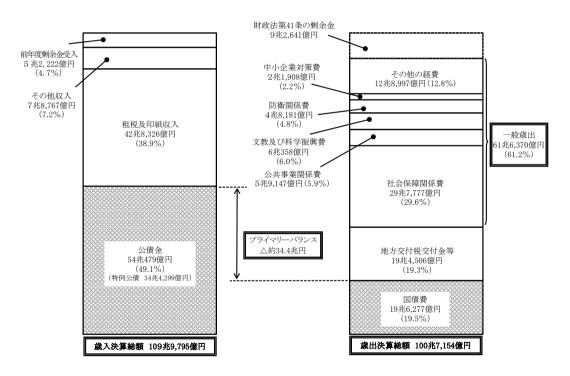
平成二十三年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は109兆9,795億円、歳出決算額は100兆7,154億円であり、差引き9兆2,641億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成24年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆9,790億円である。平成二十三年度特別会計歳入歳出決算における17の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決

平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は52兆3,357億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は51兆6,066億円であるため、差引き7,291億円の残余を生じた。

算額は409兆9,236億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は376兆4,631億円である。

平成二十三年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆 1,711億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆2,736億円である。

〈平成二十三年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成23年度決算の説明」より作成

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 25.8.2決算委員会付託 継続審査)

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書における23年度中の国有財産の差引純増加額は 1 兆6,603億円、23年度末現在額は102兆8,543億円である。

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 25.8.2決算委員会付託 継続審査)

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書における23年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は156億円、23年度末現在額は1兆442億円である。

平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

財政法第15条第2項の規定による平成24年度一般会計国庫債務負担行為の限度額1,000億円のうち、平成24年10月26日に決定した国庫債務負担行為総額は343億円で、その内訳は、国土交通省所管の大型巡視船代船建造に必要な経費226億円などである。

NHK決算

日本放送協会平成二十二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成22年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成22年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,772億円、負債合計は3,105億円、純資産合計は5,667億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,801億円、経常事業支出は6,495億円となっており、経常事業収支差金は306億円となっている。

日本放送協会平成二十三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成23年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成23年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,967億円、負債合計は3,076億円、純資産合計は5,891億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,935億円、経常事業支出は6,669億円となっており、経常事業収支差金は265億円となっている。